



DIOCESE OF NIIGATA

656 Ichibancho, Higashi Ohata-Dori
Chuo-ku, Niigata-shi 951-8106 Japan

カトリック新潟司教館

〒951-8106 新潟市中央区東大畠通一番町656
Tel.025-222-7457 Fax.025-222-7467

新潟教区のみなさま

「性虐待被害者のための祈りと償いの日」について

教皇フランシスコは、教会の聖職者による児童への性的虐待の問題に教会が全体として真摯に取り組み、その罪を認め、ゆるしを願い、また被害に遭った方々と教会がともに歩むことを求めておられます。

そのために全世界の司教に対して特定の日を定め、祈りと償い、そして被害者の痛みを学ぶ機会とすることを指示されました。

日本の司教団は、昨年12月14日にメッセージを発表し、その中で日本における「性虐待被害者のための祈りと償いの日」を、四旬節・第二金曜日とすることを公表しております。

2017年にあっては、来る3月17日(金)がこの「性虐待被害者のための祈りと償いの日」になります。

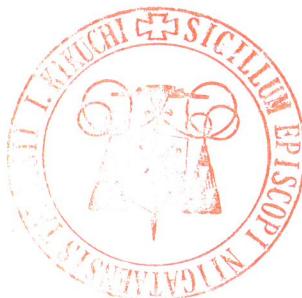
新潟教区の各小教区共同体にあっては、この日、またはその直後の日曜日に、教皇様の意向に従ってミサを捧げてくださるようにお願ひいたします。またそのミサにおいては、『ゆるしの奉獻文』が使用されることいたします。またこの意向を持ってのミサが他の日に捧げられる場合でも、3月17日當日には、祈りの時を持つことも勧められています。

なお司教団メッセージに記されている教皇様の意向は以下の通りです。

- 1:教会のメンバーによって、また家庭や教育現場において行われた、子どもへの性虐待の罪について、神からのゆるしを願うこと。
- 2:これらの重大な犯罪が、教会のメンバーによって行われたことを公に認めること。
- 3:教会の権威者たちが、虐待の加害者を秘匿し、被害者の痛みを無視した罪について、神のゆるしを願うこと。
- 4:被害者のケアをする責任は、教会のメンバーとしてすべての人におよぶことを、皆が認識できるよう恵みを願うこと。
- 5:被害者とその家族のために神のいやしと支えを願い、教会がその人々の内的いやしと和解の歩みに有効に寄り添うことができるよう祈ること。
- 6:虐待の被害者から何らかの反応があった場合、特別な司牧的な配慮をもってすぐに応えるようにすること。

世界中の教会に多くの被害者がおられるといわれます。無関心や隠蔽も含め、教会の罪を認めるとともに、被害を受けられた方々に神のいくつしみの手が差し伸べられ、癒やしが与えられるように、ともに祈りたいと思います。同時に、同じようなことが繰り返されないように、信仰における決意を新たにしたいと思います。

2017年2月27日



カトリック新潟教区司教 タルチシオ 菊地 功